

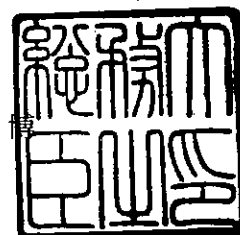


総 政 企 第 250 号
平成 22 年 10 月 22 日

統計委員会委員長

樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣
片 山 善 博



諮問第 29 号

経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の
実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サー
ビス産業実態調査の変更について（諮問）

標記のうち、経済構造統計の指定については、別紙の「Ⅰ 経済構造統計の指定の変更」のとおり作成者の変更が必要となった。

また、経済センサス-活動調査の実施については、平成 22 年 10 月 15 日付け総統基第 239 号平成 22・10・12 統第 1 号により総務大臣及び経済産業大臣から別添「基幹統計調査の実施について（申請）」の申請があった。

さらに、工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更については、平成 22 年 10 月 5 日付け平成 22・09・27 統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があった。

これらのため、指定の変更及び承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項、第 9 条第 4 項及び第 11 条第 2 項において準用する第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 の 概 要

(経済構造統計の指定の変更、平成24年に実施される経済センサス-活動調査の承認、工業統計調査の平成23年調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更及び特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止について)

I 経済構造統計の指定の変更

経済構造統計は、産業関連統計の根幹を成す最も基本的な統計として、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計である。この経済構造統計は、事業所及び企業の捕捉に重点を置いた経済センサス-基礎調査(基幹統計調査)と経理項目の把握に重点を置いた経済センサス-活動調査(以下「活動調査」という。)の2つの統計調査から作成されるものである。

今回、経済構造統計を作成することを目的とする統計調査として、従来の総務大臣が実施する経済センサス-基礎調査に加えて、活動調査を総務大臣及び経済産業大臣が共同で実施することとするため、経済構造統計の作成者を総務大臣及び経済産業大臣に変更する。

II 平成24年に実施される経済センサス - 活動調査の承認

1 調査の目的等

活動調査は、経済構造統計を作成することを目的として実施する調査である。

活動調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に規定される基幹統計(経済構造統計)を作成するための基幹統計調査に位置付けられる。

活動調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として実施されていた事業所・企業統計調査、サービス業基本調査及び本邦鉱業のすう勢調査に代わる調査として新たに実施されるものである。

さらに、活動調査の実施により、工業統計調査、特定サービス産業実態調査は平成23年の調査を中止するとともに、商業統計調査は、平成24年の調査を平成26年実施に変更する。

活動調査の結果は、国民経済計算や産業連関表の基礎資料、サービス分野の統計情報の整備、事業所・企業を対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の整備等、幅広く利用される予定である。

2 申請の趣旨

活動調査を平成24年に新たに実施することを計画していることから、統計法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求めるものである。

3 調査の内容

(1) 調査期日

平成24年2月1日現在で実施する。

(2) 調査実施者

総務大臣及び経済産業大臣が実施する。

（３）調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所のうち、以下の分類に属する事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所を対象とする。

ア 大分類Ａ－農業、林業に属する個人経営の事業所

イ 大分類Ｂ－漁業に属する個人経営の事業所

ウ 大分類Ｎ－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所

エ 大分類Ｒ－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

（４）調査事項

① 共通調査事項

経営組織、開設時期、従業者数、売上（収入）金額、営業費用及び費用内訳、事業別売上（収入）金額、主な事業の内容、電子商取引の有無及び割合、設備投資の有無及び取得額、自家用自動車の所有台数、土地・建物の有無、資本金等の額及び外国資本比率、決算月 等

② 産業別調査事項

事業別売上（生産、収入）金額、事業所の事業内容 等

（５）調査方法

① 調査員調査

単独事業所（ただし、②における特定の単独事業所を除く。）については、調査員が調査票の配布・回収を行う。または、調査員が調査票を配布し、市町村が郵送により回収を行う。

② 郵送調査

従業者数30人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数30人以上の複数事業所を有する企業の事業所については国が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行う。

また、特定の単独事業所については、国が、郵送により調査票の配布・回収を行う。

③ オンライン調査

郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の回収を行う。

なお、②及び③については、民間事業者によりすべての調査票の配布、一部の調査票の回収を実施する。

（６）結果の公表

集計した結果をインターネット、印刷物による方法により次のとおりに公表する。

① 速報集計

平成25年1月末日までに産業共通事項を公表する。

② 確報集計

平成25年夏頃から順次公表する。

III 工業統計調査の平成23年調査の中止

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策の基礎資料とすることを目的として、明治42年から5年周期で実施されており、大正9年から毎年調査を実施している。

工業統計調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、「地方公共団体との連携を密にし、主要な関係統計調査との整合を図った上で」実施することとされたことから、平成23年実施の同調査は、活動調査で代替し中止する。

IV 商業統計調査の実施時期の変更

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和27年から2年ごとに実施されてきており、その後、昭和51年以降3年周期となり、さらに平成9年以降5年周期で本格調査を実施し、本格調査の2年後に簡易な方法による調査（簡易調査）が実施されてきた。

平成24年に実施予定とされている商業統計調査（本格調査）については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等を踏まえ検討を進め決定された「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定。以下「枠組み」という。）において、「経済センサス-活動調査の2年後に実施する」と整理されていることから、その実施時期を変更する。

V 特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年から毎年実施している。

特定サービス産業実態調査については、枠組みにおいて、「平成23年の特定サービス産業実態調査は、行わず」とされていることから、平成23年実施の同調査は中止する。

諮 問 の 概 要

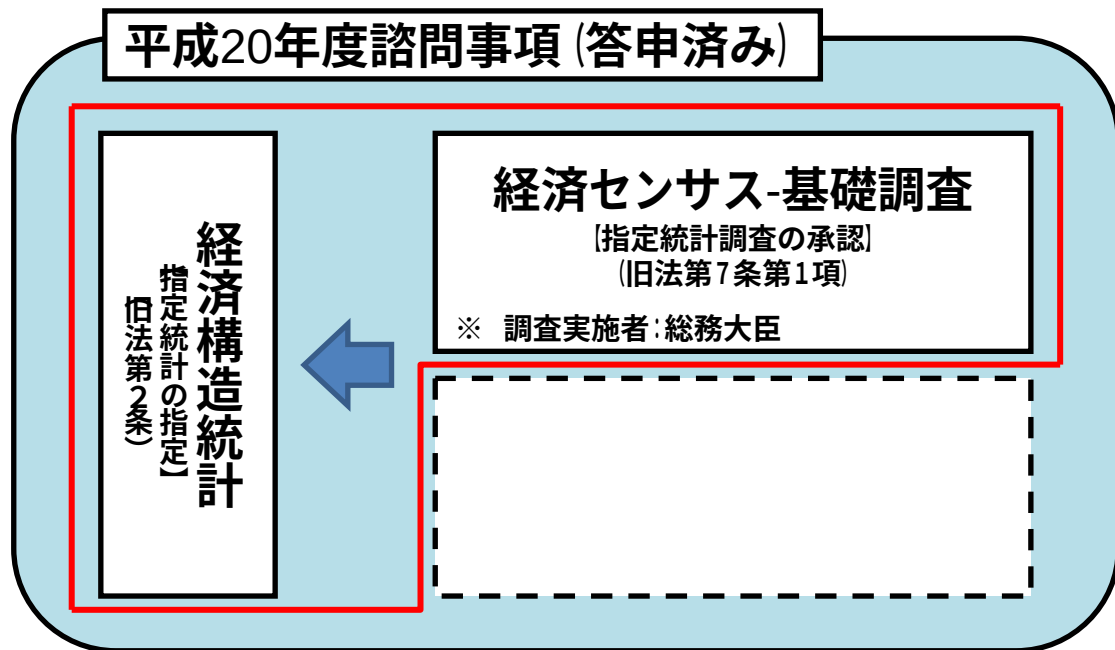
I 経済構造統計の指定の変更

経済構造統計の構成

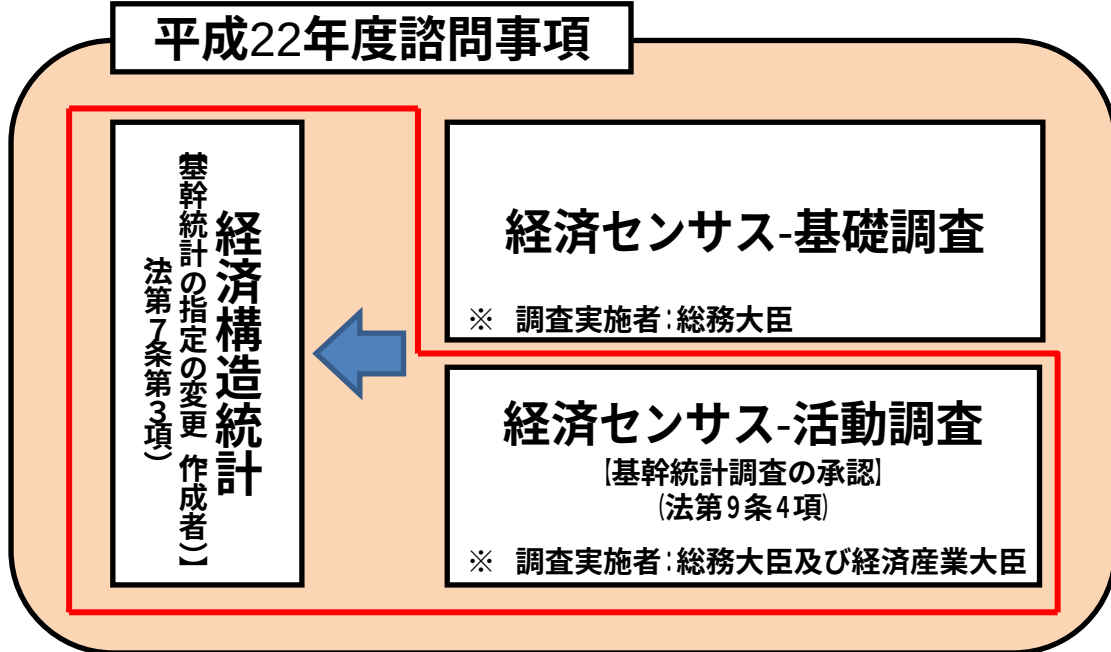
○経済構造統計の目的

すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする。

平成20年度諮問事項 (答申済み)



平成22年度諮問事項



(注) 法とは、統計法 (平成19年法律第53号)、旧法とは、旧統計法 (昭和22年法律第18号) のことを示している。

II 経済センサス-活動調査の承認

調査の目的

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

調査の概要

＜調査期日＞ 平成24年2月1日現在

＜調査実施者＞ 総務大臣、経済産業大臣

＜調査対象＞ 日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所のうち、以下の事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所について行う。

- ・農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所
- ・家事サービス業に属する事業所
- ・外国公務に属する事業所

＜調査事項＞ (産業共通調査事項)
経営組織、事業内容、売上金額、営業費用及び費用内訳、設備投資の有無 等
(産業別調査事項)
事業別売上金額、売場面積(小売業) 等

＜調査方法＞ (調査員調査)

- 総務省・経済産業省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者
(郵送及びオンライン調査)(※)
- 総務省・経済産業省—報告者
- 総務省・経済産業省—都道府県—報告者
- 総務省・経済産業省—都道府県—市—報告者

※民間事業者に調査票の配布・回収を委託する。

＜結果の公表＞ 平成25年1月末日までに速報集計結果、同年夏以降順次確報集計結果を公表する。

III～V 工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止 商業統計調査の実施時期の変更

活動調査によりその調査事項を把握するため、調査を中止するもの

工業統計調査の平成23年調査の中止

(周期:年、標本)

特定サービス産業実態調査の
平成23年調査の中止

(周期:年、標本)

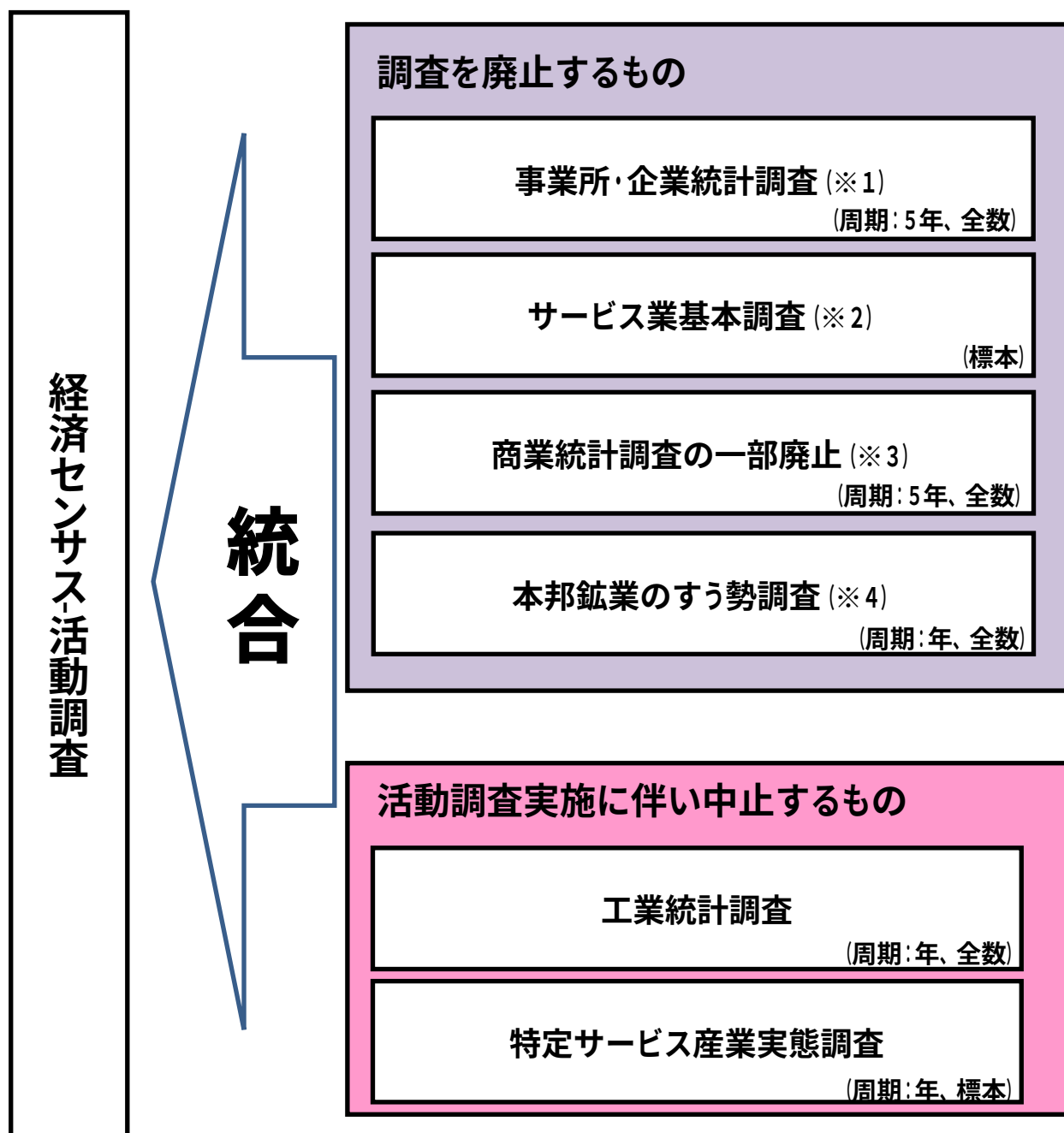
「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)において、「経済センサス-活動調査の2年後に実施する」と整理されていることから、その実施時期を変更するもの

商業統計調査の実施時期の変更

(周期:5年、全数)

(参考)

経済センサス-活動調査に統合される既存大規模統計調査



※1 事業所・企業統計調査:旧法下において廃止処理済み。

※2 サービス業基本調査:旧法下において廃止処理済み。

※3 商業統計調査:旧法下において変更処理済み。(簡易調査は今後実施しない。)

※4 本邦鉱業のすう勢調査:一般統計調査であり、統計委員会が関連する手続は生じない。